

広島県告示第四百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 竜王町七A地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号は平成二十六年三月十三日広島県告示第百六十三号（以下「既告示」という。）で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、既告示で指定した標柱一号は本告示で指定する土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に存する。

郡市・区		町		地番		標柱番号	
広島市西区		竜王町	山手町	四七八番一	標柱一号		
				一〇〇三九番一	標柱二号、三号、四号及び五号		
		竜王町		一九七番三	標柱六号		
				一九八番三	標柱七号		